

だいほちかい よこはまししょうがいしゃさべつかいしょうけんとうぶかいぎろく
 第8回 横浜市障害者差別解消検討部会会議録

にち 日	じ 時	へいせい27ねん8がつ20にち もく 10じ00ふん 12じ15ふん 平成27年8月20日（木）10時00分～12時15分
かいさいばしょ 開催場所	しちょうしゃ5かい かんけいきかんしつむしつ 市庁舎5階 関係機関執務室	
しゅつ 出席者	いしわたいいん いのうえいん うちまいいん おおのいん おおぼいん かんざきいん さとういん 石渡委員、井上委員、内嶋委員、大野委員、大羽委員、神崎委員、佐藤委員、	
ごじゅうおん (五十音)	しみずいん すずきいん すやまいん なかせいん ながたいん ならざきいん 清水委員、鈴木委員、須山委員、中瀬委員、永田委員、奈良崎委員、	
じゅん 順)	はまざきいん まえざわいん まつしまいん やましたいん 浜崎委員、前沢委員、松島委員、山下委員	
けつ 欠席者	わだいいん 和田委員	
かいさいけいたい 開催形態	こうかい ぼうちようしゃ 2にん 公開（傍聴者2人）	
ぎ 議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 し おこなう とりくみ ぜんかい けいぞく 市が行うべき取組について（前回の継続） 2 しない じぎようしゃ とりくむ 市内の事業者が取り組むべきことについて 3 しみん とりくんで 市民に取り組んでほしいことについて 4 し ていげん あん 「市への提言」の案について 	
ぎ 議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 かいかい 開会 <ul style="list-style-type: none"> ・ しゅつせきじようきようほうこく 出席状況報告 ・ はいふしりようかくにん 配付資料確認 ・ かいぎとちゆう きゅうけいじかん よてい 会議途中の休憩時間の予定 ・ ぼうちようしゃ かんするほうこく 傍聴者に関する報告 2 ぎだい 議題 <ol style="list-style-type: none"> 1 し おこなう とりくみ ぜんかい けいぞく (1) 市が行うべき取組について（前回の継続） 	

いしわたかいちょう ぜんかい つづき ぎだい 1 つめ し どりくみ
(石渡会長) 前回からの続きとなるが、議題の1つ目「市が行うべき取組に
ついて」、まずじむきょく しりょう せつめい おねがひ
事務局から資料の説明をお願いしたい。

じむきょく しりょう とう せつめい
(事務局) (資料1等について説明)

いしわたかいちょう ていしゅつ かくいん いけん しりょう
(石渡会長) あらかじめ提出された各委員の意見が資料1にまとめられて
いるが、まず③の「会議、イベント等の開催に関すること」。くやくしょ し
区役所、市
やくしょとう かいぎ かいさい こうえんかいとう いべんと かいさい
役所等での会議の開催や、講演会等のイベントの開催において、市がど
のようなはいりよ ちゅうい さべつてきとりあつかい
配慮をすべきか、注意すべき差別的取扱いはどのようなものか、
などについて、ほそくせつめい いけん かた おねがひ
補足説明や意見のある方はお願いしたい。

かんざきいん かいぎとう いけん しりょう
(神崎委員) 会議等についての意見は資料1のとおりであるが、わたし とく
強調しておきたいのは、ぜんかい おはなし しかくしょうがい ひと
前回にもお話ししたが、視覚障害のある人に
ぶんしょ よん でつたえたり また しかくしょうがい ひと ききとつてていしゅつ
文書を読んで伝えたり、又は視覚障害のある人から聞き取って提出
しゅるい かく さぎょう たんじゆん
書類を書くという作業は、そう単純なものではないということである。

うえ よこはまし しかくしょうがいしゃ たいして もじ じょうほう
その上で、横浜市においては、視覚障害者に対してきちんと文字の情報
ていきょう また だいひつ すたっふ ようせい きかん
を提供する、又は代筆をするといったスタッフを養成するための機関を
もうけて ほしい ようせい すたっふ はんしん しくみ
設けていただきたい。そして、養成したスタッフを派遣するなどの仕組み
をつくっていただきたい。

しみずいん いべんと かんけい し とりくむ ことについて がっこう
(清水委員) イベント関係ではないが、市が取り組むべきことについて、学校
かんけい はいって ひとつじれい はなして なんかい
関係のことがまだ入っていないので、一つ事例を話しておきたい。何回か
まえ けんとうぶかい しょうがいしゃけんりじょうやく いんくるーしぶきょういく いわれ
前の検討部会で、障害者権利条約で「インクルーシブ教育」が言われ
ていて、にほん じょうやく ひじゆん じっさい かいり のちのちもんだい
日本は条約を批准しながら実際とは乖離しており、後々問題に

なるとの話をした。横浜市でも「インクルーシブ教育」が実現している部分があり、それが普通級に在籍をしている聴覚に障害のある子であるが、この子たちにノートテイクが完全保障されていないという問題がある。2007年に80回から120回に増えたという経過はあるが、例えば、中学校では英語が年間130時間あるので、1教科分もカバーできていない。この検討部会の会議を例に挙げると、2時間の会議に最後まで要約筆記がついており、聴覚障害のある委員も他の委員と同じ土俵で議論ができる。仮に1時間で要約筆記の人が帰ってしまうと、この会議はとまってしまう。私たちは予算要望の中で毎年ノートテイクの回数増を言っているが、厳しい財政事情を理由として毎年退けられている。「インクルーシブ教育」は、まずはできるところからということで、横浜市の責務として、聴覚障害のある子のノートテイクの完全保障を実施する必要があると思う。教育分野のこととして掲げておきたい。

(奈良崎委員) 「インクルーシブ教育」の意味が分からない。

(石渡会長) 「インクルーシブ教育」については、いろいろと考え方があつて、通常の学級に難聴の子供が共に学んでいるということがあつて、そのことを「インクルーシブ教育」という言葉で紹介があつたのだと思う。

(清水委員) 「インクルーシブ社会」とは全ての人を排除されない社会という

ことで、「インクルーシブ教育」とは、障害者が排除されない教育である。障害者権利条約第24条では、一般教育制度の下で初等中等教育を享受できると定められている。

(鈴木委員) 石渡会長、清水委員が言われたように、障害のある子も障害のない子も共に学ぶということが基本の考え方であると思う。その方法については、いろいろな方法論があり、同じ場で学ぶのがよいのか、時々同じ場で学ぶのがよいのか、いろいろとやり方はあると思う。清水委員の趣旨は、共に学ぶというところを保障しなければいけないのに、一番大事な情報の保障、先生や友だちの言っていることを分かりやすくノートに書いて教えてあげるというサービスが十分行き届いてないということであると思う。

(奈良崎委員) 提言に書くのであれば、「インクルーシブ教育」とそれだけを書いて分からない。今説明してくれたことを書いた方が分かりやすいと思う。

(石渡会長) 事務局で案を作成するときに検討をお願いしたい。

他に会議、イベント等に関して意見はあるか。

(奈良崎委員) 知的障害の場合、一つの人もいるかもしれないが、二つ支援が必要であると思う。一つは、移動のときによくガイドヘルパーを使うということ。もう一つは、私は国連の関係の会議等に参加させていただく

ことがあるが、会議の際の要約筆記などの支援をもう少し検討してほしい。知的障害の人に支援者の同席を認めておきながら、支援者の交通費が出ないというのもどうなのかと思う。検討していただければと思う。

(須山委員) 聴覚障害者について、介助者として手話通訳者と筆記通訳者をつけるということだけでは、おそらく会議についていけない人もいるのではないかと。手話通訳は伝えることのほぼ100%を表すことができると思うが、要約筆記の場合は細部までは打たれていない。重要な部分が出てくるが、全く聞こえない人が要約筆記の文章を読むだけで全体を理解することはできない。声が聞こえて要約筆記の文字も見える場合はスムーズに会議についていくことができると思うが、全く聞こえない人は要約筆記を読むだけで理解をして会議についていくことは難しい。たとえば、「今ここを読んでいるよ」と会議の進行状況を指差しで教えてくれたり、終了後に会議内容をまとめたものを見せて再度確認することなども必要である。分からないときに資料を指してくれる、今話していることを教えてくれるなど、そういった介助についても盛り込んだ方がよい。

また、前回にお話ししたが、要約筆記を行っている場合の会議の途中の休憩についても入れていただけると有難い。

(石渡会長) 各委員の意見を伺っていると、会議等においては、全体に対して

情報の保障を行うとともに、個別の方への情報の保障、それぞれの

はいりよ 配慮ということが、どの障害しょうがいにおいても必要ひつようであると思う。そして、先ほど財政状況さきほどざいせいじょうきょうの話はなしもあったが、公的なサービスこうてき さーびすとして保障ほしょうするということだけでなく、市民しみんの力ちからであるとかボランティアなどによる支援しえんのあり方ありかたなども考えていく必要があるかんがえて ひつよう があると思う。時間じかんをかけて考えていかなければならない。

(石渡会長いしわたかいちょう) それでは、④の「区役所等くやくしょとうの設備せつびの改善かいぜんに関することかんすること」に移りうつりたい。区役所くやくしょ、市役所等しやくしょとうの市の施設しせつの設備せつびで、改善かいぜんに取り組んでほしいことについて、補足説明ほそくせつめいや意見等いけんとうのある方かたはお願いおねがいしたい。

(まつしまいいん) トイレのことを意見いけんとして書いたが、追加ついかしたい。ボタンを押しおしてとびらあけてはいるが、トイレの中なかの側がわのボタンボタンの位置いちが使いにくいことがある。もう少し奥側すこしおくがわに付けたほうつけたほうがよい。また、トイレから出るときに、入り口の近くいりぐち ちかくにある「閉める」のボタンボタンを押しおしてしまう人おおいが多いようであり、そうすると「使用中しようちゆう」のままになってしまい、次に使いたい人つぎ つかいたいひとはいつまで経っても使えない。入り口の近くいりぐち ちかくに「閉める」のボタンボタンがあるから、ついそうしてしまう人ひとが多いのだと思う。中なかの側がわのボタンボタンはもう少し奥すこしおくにあった方がよいと思う。

(はまざきいいん) 車いす用のトイレのことであると思うが、トイレのドアの外側そとがわにも「開ける」と「閉める」のボタンボタンがあり、中なかにも「開ける」と「閉める」のボタンボタンがある。外そとに出てから「閉める」のボタンボタンを押しおすべきところを、中側なかがわの「閉める」のボタンボタンを押しおしてトイレから出てしまう人ひとが

いる。そうすると、外からは開けられなくなってしまう。

また、トイレ内のベッドを使って、正しく元に戻してくれていないと

入れないことがある。必ず元に戻してほしい。

(鈴木委員) 松島委員の意見は、トイレの中側の「閉める」のボタンの位置が

使いにくい場合があること。それから、出るときの「閉める」のボタンの

使い方の話の2点である。

(神崎委員) 一点追加させていただきたい。市庁舎の関内駅側の

エレベーターのことであるが、私はいつもエレベーターの案内の音声を

聞いて、その方向に向かい、エレベーターに乗るが、その音声が小さくて

よく聞きとれない。気づくのが遅くなると、エレベーターは行ってしま

う。言いたいことは、設備のことを提言するのはもちろん良いことであ

るが、設備があればそれでよいということではなく、設備をいかに作動さ

せるか、まちづくりの委員会等で検討していただくことも必要かもしれ

ないが、ソフト面のことも考慮していただきたいということである。設置

すればそれでよいということではなく、いかに有効に稼働させるかも

大事である。

(鈴木委員) 資料1の一つひとつは当事者の方々の声であり、これに沿って

直していただければと思う。神奈川県は平成20年に

ユニバーサルデザイン推進指針を策定し、構造物や設備の基本的な

ほうこうせい だして 方向性を出しているようであるが、市としては、どのように設備の改善に
むすびつけて いくのか。仕組みはあるのか。

(事務局) 横浜市では、ユニバーサルデザインという言葉ではなく、福祉の
まちづくり 条例を大分以前に制定しており、障害のある人を含めて、
つかいやすい建物や設備を整備していこうと取り組んでいる。建物や設備
の条件等を示しているが、新たに建築する場合などは、担当の部署で
確認を行っている。また、当事者の方などから改善のご意見があれば、
それについて検討を行ったりしている。仕組みの概要としては以上であ
る。

(清水委員) 福祉のまちづくりに参加しているが、福祉の風土づくりの頃を
含めると既に40年くらい経っていると思う。ハードとソフトが一体とな
った取組をと考えており、私も引き続き意見を言っていきたい。

(石渡会長) この検討部会の結果をまちづくりの委員会などにも提供して
いく必要があると思う。行政の仕組みの中で検討していただきたい。

(奈良崎委員) 最近、エレベーターの降り口が乗り口と反対側になるものが
増えてきている。案内放送のタイミングについても配慮が必要である。

(石渡会長) それでは、⑤「その他」に進みたい。これまでの①から④以外
で、市による「差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」について、追加の
意見などがあればお願いしたい。

(松島委員) 資料1のとおり、車いす利用者の話をしっかりと聞いてほし

いけん かいた おも げんごしょうがい ひと ひと きさい ついか
いと意見を書いたが、主に言語障害のある人ということで、記載の追加
おねがい
をお願いしたい。

いしわたかいちょう いま ごいけん とく このこうもく こうどう
(石渡会長) 今のご意見もそうであるが、特にこの項目は、行動そのものと
いうよりも、しせい いしき もんだい ぶぶん おおきい おもう
いうよりも、姿勢、意識の問題という部分が大きいように思う。

いしわたかいちょう ⑥ しみん けいはつ かんする しょうがいしゃ
(石渡会長) それでは、⑥「市民への啓発に関すること」に移りたい。障害者
さべつ かんする しみん けいはつ ついか いけん かた
差別に関する市民への啓発についてであるが、追加の意見などのある方
おねがい
はお願いしたい。

とく
(特になし)

いしわたかいちょう ⑦ そうだん および ふんそう ぼうしとう たいせい せいび
(石渡会長) それでは、⑦「相談及び紛争の防止等のための体制の整備に
かんする うつりたい しょうがいしゃさべつ うけた おもったばあい そうだん
関すること」に移りたい。障害者差別を受けたと思った場合などの相談
かんする ほそくせつめい ついか いけん おねがい
に関することであるが、補足説明、追加の意見などがあればお願いした
い。

すずきいん さべつ かんじたばあい そうだん ば かんする おもう
(鈴木委員) 差別と感した場合の相談の場に関することであると思うが、
たとえば、くに しりょう をみると、ぎょうせい そうだん いん ぎょうせい そうだん
例えば、国の資料などを見ると、行政相談委員による行政相談である
とか、ほうむきょく ちほうほうむきょく じんけんようごいん じんけんそうだん れい
とか、法務局、地方務局の人権擁護委員による人権相談といった例が
あがっている。しかし、わたし自身もそういった方々に関わったことはなく、
しょうがい かた かた いっぱんてき
障害のある方にとってもない方にとっても、あまり一般的ではないよう
なき
な気がする。そういったあまり広く知られていないところに大事な人が
いる。そうであるならば、しょうがい かたいじょう しょうがい かた
うした窓口があって対応してくれるということを整理してしっかりと
まどぐち たいおう せいり

伝えていかななくてはならない。また、行政相談委員ほか、相談の受け手となつてもらふ方たちに、障害のことを分かっていたくような研修等をしっかりと行つていく必要がある。

(石渡会長) 国の法律の中でも、相談をどう受け止めていくのか、対応して行くのか、明確になつていないとの指摘をされることもある。まず身近なところで受け止めていくことになると思うが、差別関連の窓口を新たに設けるのがよいのか、既にある相談のシステムと連携して行くのかなど、その辺りは大きな課題であると思う。既に各委員から意見が寄せられているが、更に工夫や意見のある方はお願いしたい。

(清水委員) 障害者差別解消法では、個人による差別が除外されていたり、自分で意思を伝えることが難しい重度重複障害や重症心身障害などの成人障害者など、谷間が存在することは事実であると思う。私たちの会では、何年も前から差別解消条例の制定を言い放しの大会宣言に入れてきたが、今年は市への予算要望の中に入れることにした。問題解決の仕組みづくりや障害への理解、啓発の促進の上乗せ横出しの課題は多くあると思うので、市への提言にも入れていただきたいと思います。

(奈良崎委員) 2点ある。1点目は、石渡会長や鈴木委員の意見と反対であるが、私は相談場所は要らない。そのような場所があつても、知的障害の人たちにとっては、平日の時間外や土日に行つても閉まつているので、

こうむいん おなじじかん まどぐち ふ や して つかえない
公務員と同じ時間の窓口をいくつ増やしてもらっても使えない。また、
ちいきかつどうほ ー む そうだん い わ れ る じっさい けいど ちてきしょうがい
よく地域活動ホームの相談があるとされるが、実際に軽度の知的障 害
のある人が行くと非常に嫌がられる印象である。つくるのであれば、
ちてきしょうがい ひと びあ か う ん せ ら ー へ や
知的障 害のある人のピアカウンセラーの部屋をつくってほしいと思う。

2 てん め じょうれい わたし こくさいい ん く る ー じょん
2点目は条例についてであるが、私はよく国際インクルージョンの
かいぎ しゅつせき つくってなん やく
会議にも出席させてもらっているが、そのようなものを作って何の役に
た つ ん ですかと 私は言っている。 じょうれい なに せかい か わ っ た のか、そ
んなに街は変わったのか。 せんもんか ひと いう わたし
専門家の人はいろいろと言うが、私はそうし
たことよりも、 じぶん ちいき ひと し っ た ほう
自分の地域にどのような人がいるのか知った方がよいと
おもう
思う。

いしわたかいちょう じょうれい みなさん おもう じょうれい
(石渡会長) 条例については皆さんいろいろ考えがあると思うが、条例の
いま おい て そうだんまどぐち はな そうだん
ことは今は置いておき、相談窓口のことを話していきたい。この相談の
しすてむ というところまでは むずかしい おもう いけん
システムでというところまでは難しいと思うが、いろいろと意見を
だして
出していきたい。

すやまいいん わたし び あ そうだん そうだんいん しょうがいしゃきべつかいしょうほう
(須山委員) 私もピア相談の相談員をしているが、障 害者差別解消法がで
きたことで、 しょくば き こ え な い こと で き べ つ ほか ぶしよ いてう
職場において聞こえないことで差別され、他の部署に異動さ
せられたなどの相談を受けたことがある。 その場合、 どこにつなげてい
けばよいのかが私自身もまだわからない。 ちょうかくしょうがいしゃじょうほうていきょうしせつ
聴覚障 害者情報提供施設
り は せん た ー わ か る が、 つ な げ る さき
やりハセンターといったところはよく分かるが、つなげる先が

わからない。ピア相談員も勉強しなければいけないし、どこにつなげたらよいかの資料づくりも必要である。ピア相談はピア相談だけで終わってしまう。他の相談窓口もその相談だけで終わってしまう。そのようなことがないように、有効につなげる仕組みを工夫する必要がある。

(佐藤委員) 私たちの会でも相談窓口を持っている。内部障害であるので医療関係の相談が中心であるが、実は相談窓口があるということを知らない人がかなりいる。一般的にそうであるのかもしれないが、PRをしているつもりであってもそのような状況である。会員でも知らない人がいる。しかし、では相談したくないのかというと、アンケート等を見ると相談はしたいと思っている人が多い。私たちは内部障害であるが、これは他の障害でも同じ状況なのではないかという気がする。世の中にはいろいろな相談窓口が存在しており、公のものもあれば、NPO法人、私たちのような会が運営しているものもある。また、専門家が行っている窓口もあり、例えば医療では病気ごとに相談できるところを聞くことができたりする。しかし、あまり知られていないものも多くある。よって、どのような窓口があるのかを聞くことができる窓口があるとよいのではないかと考える。どこに行くとどういいう相談ができるのか、それを教えてくれる窓口のようなものがあると便利ではないか。市にはそのような振り分けしてくれる、教えてくれるといった

まどぐち もうける おねがい
窓口を設けることをお願いしたい。

いしわたかいちょう おおきなかだい おもう そうだん ひとほんとう たいへん
(石渡会長) 大きな課題であると思う。相談につながらない人が本当は大変

じょうきょう おいやられて しょうじょう かんがえなければ
な状況に追いやられてしまうということも考えなければいけない。

まえざわいいん せいしんしょうがい かた そうだんしえん じぎょうしょ しょくいん でんわ らいかん
(前沢委員) 精神障害の方の相談支援の事業所の職員であり、電話や来館で

そうだん うけて いちじぎょうしゃ いちそうだんいん たいへん おもい
の相談を受けている。一事業者の一相談員として、大変な思いをされた

くやしいおもい おはなし うかがったり
り、悔しい思いをされたことなどのお話を伺ったりするが、これからは

しょうがいしゃさべつ かいしょう かいしょう めいかく
障害者差別の解消であるので、解消につなげていくための明確な

らいん しくみ がやはり必要であると感じている。これは言うてよいの

だろかなどの葛藤の中でお話をいただくので、気持ちを受け止めるだ

けでなく、解消にどのようにつなげていくのが大事であるが、

いめーじ がまだ湧かない。つなげていく明確な仕組みが必要である。そ

れから、資料にもあるとおり、民間事業所における出来事についてであ

るが、訪問事業の担当であり、出向いていくことが多いが、お店でのこ

とであるとか、その方が住んでいる地域での出来事であったりをよく

うかがう しょうがいしゃさべつかいしょうほう 民間事業所のことは管轄の所につな

ぐとなっている。しかし、管轄と言っても、その方が直接相談できるか

というかなり敷居が高いと感じており、そこも危惧しているところで

ある。折角声をあげていいんだという制度であると思うので、解消でき

しくみ めいかく おもう
る仕組みを明確にしていきたいと思う。

それから、^{ちいききょうぎかい}地域協議会を^{ちいき}地域に^{おく}置くとなっているが、^{そうだんまどぐち}相談窓口とこの
^{きょうぎかい}協議会は別の^{べつ}ものであると思う。^{おも}う。相談^{そうだん}機関と^{ちいききょうぎかい}地域協議会との^{れんけい}連携、^{ながれ}流れ
などについて^{うかがって}伺っておきたい。

(事務局) ^{かんたん}簡単に^{がいよう}概要を^{おつたえ}お伝えしたい。^{ちいききょうぎかい}地域協議会は、^{ほうりつ}法律では^{ちほうこうきょう}地方公共
^{だんたい}団体に^{おく}置くことができると^{さだめられて}定められているものであり、^{かならず}必ず
^{おかなければ}置かなければいけないものではないが、^{ちいき}地域の^{かんけいきかん}関係機関により^{こうせい}構成する
^{いめーじ}イメージのものである。^{そうだん}相談との^{かんけい}関係としては、^{ちいききょうぎかい}地域協議会は^{ちよくせつこべつ}直接個別
の^{そうだん}相談を^{うける}受けるのではなく、^{こうせいきかんとう}構成機関等が^{むずかしい}難しい^{そうだんとう}相談等を^{かいけつ}解決していく
ための^{あとおし}後押しをする^{やくわり}役割を^{になう}担うものとされている。また、^{そうだんじれいとう}相談事例等を
^{ちくせき}蓄積することで、^{ちいき}地域における^{しょうがいしゃさべつかいしょう}障害者差別^{とりくみ}解消の^{かだい}取組の^{はあく}課題を把握し、
^{そのご}その後の^{とりくみ}取組につなげていくなどが^{きたい}期待される^{かならず}ところである。必ずしも
^{やくわり}役割が^{めいかく}明確になっていない^{ぶぶん}部分もあるように思うが、^{おも}う。横浜市として、^{こんご}今後
^{そうだん}相談について^{けんとう}検討していく中で、^{なか}地域協議会の^{やくわり}役割についても、^{きちん}きちん
と^{せいり}整理していかなければならないと^{かんがえて}考えているところである。

(石渡会長) ^{いしわたかいちょう}相談の^{そうだん}解決のための^{かいけつ}つなぎを^{かんがえて}考えていく中で、^{ちいききょうぎかい}地域協議会の
^{やくわり}役割も^{めいかく}明確になってくるように^{おも}う。

それでは、^{ぎだい}議題の¹1つ^め目は^{きゅうけい}ここまでとし、^{きゅうけい}休憩¹⁰としたい。

(10分間休憩)

²(2) ^{しな}市内の^{じぎょうしゃ}事業者が^{とりくむ}取り組むべきことについて

いしわたかいちょう かいぎ さいかい ぎだい 2 つめ しない じぎょうしゃ とりくむ
(石渡会長) 会議を再開したい。議題の2つ目は、「市内の事業者が取り組むべきことについて」である。まず事務局から資料の説明をお願いしたい。

じむきょく しりょう 1 どう せつめい
(事務局) (資料2の①等について説明)

いしわたかいちょう しない じぎょうしゃ とりくむ いけん
(石渡会長) それでは、「市内の事業者が取り組むべきこと」について、意見のある方はお願いしたい。

かんざきいん もうしあげたい かんがえて ねっこ いっしょ
(神崎委員) 申し上げたいことはたくさんあるが、考えてみると根っこは一緒で、これまでも話してきたように、障害のあるなしではなくて、一人のひととしてどのように対していくのか、姿勢というか、意識の問題ではないかと思う。私もこの会議で視覚障害の立場で発言をしているが、では聴覚障害の方、知的障害の方のことを本当に分かっているかというのと、分かっているのかもしれない。でも、きっと分かっていることがあるのだらうと思いつながら参加しているし、他の人の話を一生懸命聞き取ろうとして来ており、それで委員の務めを果たしていると思っいる。その程度のものではないか。でも、そのようなことを誰でもが思いつながら相手と対応していけば、役所であれ、事業者であれ、個人であれ、それで差別が全てなくなるものではないが、少なくとも今よりも良い世の中になっていくのではないか。それはどのパートにおいても、行政でも、事業者でも同じであると思う。

ただし、そうは言うものの、具体例を挙げると、例えば病院に行つて

いちばんこまる びょういん いりぐち がいどへる ぼー ふくしきーびす
一番困るのは、病院の入り口まではガイドヘルパーの福祉サービスであ
るが、びょういん なか はいればいりょう せかい いりょう ば
病院の中に入れば医療の世界であり、医療の場であるので、ここ
からは違うということである。わたしじしん か わって いる ば
からは違うということである。私自身は変わっていないのに、いる場
によって 急に サービスの 出所 や お金 が 変わって しまう。 どうこうえんご じゅう
業者の方は視覚障害者の誘導等について勉強をして資格を取ったりし
ぎょうしゃ かた しかくしょうがいしゃ ゆうどうとう べんきょう しかく とつたり
業者の方は視覚障害者の誘導等について勉強をして資格を取ったりし
て仕事として行っているのだから、それなりのことができるが、びょういん かんごし
て仕事として行っているのだから、それなりのことができるが、病院の看護師
や医師の方は誘導を習っているのかということに習っていない。そのため、
こわいおもい びょういん なか ゆうどう
怖い思いをしながら病院の中を誘導されることもある。レントゲン写真
の せつめい がめん みな がら せつめい しかくしょうがいしゃ せつめい ほうほう
の説明も、画面を見ながらの説明はできるが、視覚障害者に説明する方法
といったことは医師は習っていない。よって、せつめい されても なん
といったことは医師は習っていない。よって、説明をされても何のこ
を いうのか 私たちには分からない。 ぎやく
言っているのか私たちには分からない。逆に、そのようなことはできる
よということもあり、たとえば、わたし きょう いれは つくった
よということもあり、例えば、私は昨日はじめて入れ歯を作ったが、
しかい め みえない いればいれるのが分からないでしょう」と
歯科医に「目が見えないと、入れ歯を入れるのが分からないでしょう」と
いわれた。だれ いれは みな がら いれる ことはないであろうし、だいじょうぶ
言われた。誰でも入れ歯を見ながら入れることはないであろうし、大丈夫
であるが、せんせい おもって けつあつ はかる だれ
であるが、先生はそう思ってしまう。また、血圧を測ることは誰でもでき
ることだと思し、おもう ほか ひと はかる みて いれば ようす わかるが しかく
障害で説明がない場合は、どんな機械を使ってどのように測るのかが
しょうがい せつめい ばあい きかい つかって はかる
障害で説明がない場合は、どんな機械を使ってどのように測るのかが
わからない。けつかん あな あけられて しまうのか おもったり みなさん
分からない。血管に穴でも開けられてしまうのかと思ったりする。皆さん
まえ じゅんばん ひと ようす みる
は前の順番の人の様子を見ることができるので、はじめてでも安心して

うけることができるが、全盲の人は「血圧を測ります」の説明だけでは怖く
感じてしまうかもしれないし、そのために医療にかかるのが遅くなってし
まうかもしれない。医療機関に関して情報が伝わらないというのはそう
いうことであると思う。

電車・バスについては、今は改札口で伝えると、駅の人が指定席まで案内
してくれたり、入り口まで送ってくれたり、鉄道会社もとても良くなっ
たが、最近急いでいるときに、非常に待たされてつらい思いをしたことが
あった。自分としては、階段の場所が分からないので、少し肘を貸してく
れて、乗りたい電車まで急いで案内してくれればそれでよかったのである
が、非常に待たされ、乗りたい電車に乗れなくて困った。そのとき、「な
ぜこんなに待たされるのか」と尋ねたところ、駅員かボランティアの人か
は分からないが、その人が言うには、まずあなたが乗る電車を確認して、
それを信号所に伝えて、障害者が乗ることを電車と降りる駅に伝える。
それで降りる駅からOKが出ないとダメなのだという。そのようなことが
あった。私の場合はその電車に乗せてくれさえすればよいが、例えば、
車いすの人は、電車から降りるときもそうはいかないのだろう。しかし、
そのケースごとに相手のことを少し考えてみれば分かりそうなことを
マニュアルだけで動いている。そのような世の中になってしまったのだ
と、嫌な感じがした。

また、同じく電車のことであるが、私は電車に乗って空いている席が
あれば座りたいと思っている。「どこか空いていますか」と声をかけるこ
とも一向に構わないが、それを聞いて「開いていますよ」と誰かが立ってく
れるのは本意でない。それを求めてはいない。「今、空いていませんよ」
と言ってくれることでよいのだが、一般の方はそれができない。よって、
私も尋ねない。そのような悪循環になっている。そのところが
掛け違っているように思う。根っこをたどると、相手のことを考えながら、
言っていることを聞く、希望を聞く、質問に答えるということができれば
よいと思う。そこが解決されれば、全部がドミノ倒しのようによくなくて
いくのではないか。

(石渡会長) ドミノ倒しの一個目を倒すために、この検討部会で動く方向性
を明確にしなければならないとも思う。相手の立場を考えるとということ
が、社会の中で当たり前になればと思う。

(奈良崎委員) 私もよくあるのは、知的障害と伝えて、障害について説明
をしているのに理解してくれない病院や役所がある。先日、久しぶりに
役所に行ったが、私のケースワーカーが誰か尋ねたところ、担当区域が
細かく分かれているため2時間待たされた。また、そのときに、「まだ手帳
を持っているんだ」と言われ、「はい、持っています。それがないと年金
がもらえないから」と言うと、「ただ年金がほしただけなら、手帳は
要らないのでは」と言われ、ショックであった。

また、池袋の事件で、私たち知的障害の仲間がトラブルがあつて、なかなか仕事が決まらないといった影響が出ている。その子は知的障害でてんかんがあるが、就職ができないでいる。テレビの影響はすごいと思う。この子はこの障害だからという理由だけでみんなが断るなんてことがあるんだなと最近知った。今後、その辺について皆さんからアドバイスがあればうれしいと思う。

(石渡会長) 皆さん、いろいろな体験をされている。

神崎委員が先ほど言われたように、相手の立場に立って、今、何がベストであるのかを考える姿勢というものがいろいろな人に備わっていれば、解決できることはたくさんあるのだと思う。そこに向けてどう動いていくのが課題であり、このことは次の議題にも関わってくると思う。

(内嶋副会長) 市内の事業者、医療機関や交通機関、お店・レストラン、福祉サービスの事業所などについて今は議論しており、次に市民にとり組んでほしいことのテーマがあるが、議論としては分けておいた方がよいと思う。神崎委員をはじめとして、障害のある人のことを理解してほしい、障害とは何か、今、何を欲しているのかということを含んでほしいという話があつたが、このことはおそらく個々の市民一人ひとりに対してもお願いしたいことであると思う。しかし、民間事業者は一般

におおく ひと あいて しごと えいぎょうとう あいて なか しょうがい
に多くの人を相手に仕事、営業等をしており、その相手の中には障害の

ある人も多く含まれている。先ほど鉄道事業者の件で、障害のある人の

あんぜん かんてん はいりよし すぎ た ものすごい
安全の観点からあまりにも配慮し過ぎたために、物凄いことになってし

まったとの話があったが、仕事として障害のある人にサービスを提供

する人たちには、やはり一定水準の障害に対する理解は必要であると

おも う いっぱん ひとびと すべてもとめて おも う
思う。一般の人々にそれを全て求めていくことはかなりきついと思うが、

しょうがいしゃ けんり じょうやく しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう じょうきょう じ
障害者権利条約や障害者差別解消法ができた状況にあって、事

ぎょうしゃ ていど たい いれ べる もとめられる おも う ぎ む
業者はある程度高いレベルのものが求められると思う。義務とまでは

いわ ない しょうがい なに
言わないが、せめて3障害とは何であるのかとか、どのような

暮らしにくさが通常はあるのか、また、実際に応対している障害のあ

るお客さんがどのようなリクエストを持っているのかを知るための

のうりよく ぎじゆつ ちしき そなえて し よび かけて
能力、技術、知識といったものを備えてもらおう。市から呼びかけてとい

うことになると思うが、なるべく徹底していただく。それも一つのやりかた

であると思う。事業を行う人たちには、少し高度な配慮を求めてもよい

のではないかと考えている。障害当事者の委員をはじめ、他の委員の人

たちも賛成ということであれば、提言に盛り込んでもよいのではないか。

ながたいいん ふくしき サービスじょう しょうがい かんさべつ ほう
(永田委員) 福祉サービス事業などについてであるが、障害間差別はない方

がよい。精神障害には運賃の割引がないので、差がないように割引にし

てほしいと思う。

まつしまいいん (松島委員) いろいろな問題があるので、次回までに紙にまとめて提出した
いが、1点だけ伝えておきたい。病院、交通機関、お店などでは、私たち
くるま しょうがいしゃ くるま しょうがいしゃ くるま しょうがいしゃ くるま しょうがいしゃ
車いす障害者が行くと、拒否されたり、バスに乗るなど言われたり、
そのような人権を無視したことが未だに多くある。そのことを強調し
て言うておきたいと思う。差別をする人はなぜか障害のことを全然
わかっていない。また、一部であると思うが、分からないことがあって
わたしたち しょうがいしゃ しょうがいしゃ しょうがいしゃ しょうがいしゃ
わたしたちが行くと、ソワソワしたり、声をかけると、何だ、何だとなって
しまう。

やましいいん (山下委員) 主に病院とか福祉サービスで配慮してほしいと思うことである
が、発達障害や精神障害の人は、追い詰められて必死の思いで病院と
か福祉サービスに行くわけであるが、状態を一通り説明した後で「うち
では受けることができない」と門前払いをされ、それで終わってしまう
ところもある。また、昔よりは減ったが、「ここに行ってみたら」と無責任
な紹介をされることもある。言われたとおりにそこに行ってみると、そ
こでも「うちではその相談は受けられない」などと言われる。内容を
つたえる せいしんしょうがい しょうがい しょうがい しょうがい しょうがい
伝えることも、精神障害・発達障害の場合は大変労力を使うが、新た
なところでまた一から話をしてと言われ、実際に相談したり診てもら
うのに、どれだけの労力と時間を費やしてきたのだろうと思う。せめて
受けられないのであれば、納得のできる説明をしてほしいと思うし、そ
こに代わる施設や病院、サービスを紹介してほしいと思う。思うよう

サービスを受けられないことも多く、そのために、同じ説明を何回も
するのは大変である。適切なところを紹介してほしいし、次のところに
話したことを伝えてほしいとも思う。専門家であれば、素人よりも的確に
伝えられることもあると思うので、そのような仕組みとしてほしい。精神
障害・発達障害の場合、的確に伝えられないこともあるので、きちん
と対応してくれると助かる。

(石渡会長) 相談のあり方と障害者差別解消法とは深い関わりがある。

検討部会の意見をどのように整理していったよいか。障害のある人が
しんどい思いをしないよう、解決に向かうような方向づけをしたいと
思う。

(井上委員) バスで目が見えない人がいたが、運転手が手帳等の確認につい
てよく分からなかったのか、バスが5分か10分遅れた。手帳を見せなくて
も乗れるようにならないかと思った。

(浜崎委員) バスや電車の利用のことであるが、車いすのメンバーの中には、
自分で定期券を持っていて、何の不自由もなく一人でエレベーターにも
乗ってという人もいるが、私は電動車いすであるので、電車に乗るま
での手順がある。事前に改札に行って、乗りたい時間やスロープ板の
用意、車両のどの辺りに乗るのかなどを伝える。降りる駅では駅員が
まっていてくれるが、以前に利用したときに、同じ時間帯に同じ場所で他

くるま かた やむをえずでんしゃ いっぽんおくらせた
に車いすの方がおり、やむを得ず電車を一本遅らせたことがあった。

ばす ぼうろ ばす あいだ すろーぶいた わたして
バスについては、道路とバスの間をスロープ板で渡してくれるが、あ
るとき、降りるところでスロープ板を出さないで、道路の段差ギリギリに
ばす とめてくれて、すろーぶいた つかわず おりられる ようにして
バスを止めてくれて、スロープ板を使わずにすぐに降りられるようにして
くれたことがあった。うんでんしゅ たいしゅう くるま けんしゅう
運転手を対象に車いすについての研修もしてほ
しいし、マニュアルも必要であると思うが、りんきおうへん たいおう
まにゆある ひつよう おもう りんきおうへん たいおう
もっとスムーズにいくと思う。

いしわたかいちよう どうじしゃ かた いけん ぎょうせい とおしてじぎょうしゃ つたえて
(石渡会長) 当事者の方の意見を行政を通して事業者に伝えていくことが
ひつよう
必要であろう。

いしわたかいちよう しゅうりよう よていじかん
(石渡会長) 終了の予定時間となっているので、ここまでとしたい。

3 しみん とりくんで
(3) 市民に取り組んでほしいことについて

いしわたかいちよう 3 しみん とりくんで ぎだい
(石渡会長) (3)の「市民に取り組んでほしいこと」と議題の4について、
じむきよく こんご とりあつかい せつめい おねがい
事務局から今後の取扱いの説明をお願いしたい。

じむきよく 3 しみん とりくんで ごいけん あるかた
(事務局) (3)「市民に取り組んでほしいこと」について、ご意見のある方
は事務局まで提出をお願いしたい。

4 し ていげん あん
(4) 「市への提言」の案について

じむきよく ぎだい 4 つめ し ていげん あん すこし せつめい
(事務局) 議題の4つ目、「市への提言」の案については、少しだけ説明を
させていただきたい。

しりょう せつめい
(資料3について説明)

なお、資料3の11ページ、4の「障害のある人とない人が共生する
横浜市の実現に向けて」のところは、これまでの検討部会の議論を基に
事務局で案を作成することも可能であるが、各委員の生の声、市民に
伝えたいこと、市民へのメッセージを書いていただき掲載する方法もあ
ると思う。できれば、この4の部分について、どちらの方法で作成して
いくのかを決めていただきたい。

(石渡会長) 事務局で案を作成するA案。各委員の書いたものを載せるB案。

どちらにするか、意見のある方はお願いしたい。

(大野委員) こうしたものの一番最後のところは事務局が作成するものと
思っていたが、B案が出て、とてもよいと思った。B案の方がよいので
はないか。

(石渡会長) この検討部会の良さは、それぞれの委員がその立場でないと
伝えられないことを発言してくれたことにあると思う。私個人も各委員
に書いていただくことでよいのではないかと考えている。

(石渡会長) それでは、各委員が市民に伝えたいことを書き、それを提言に
載せていくということではよろしいか。

(了承)

(事務局) 原稿の締切りについては後ほどお伝えしたい。

資料3の提言の案については、事務局としても調整中であり、もう

少し分かりやすい表現にしたいとも考えている。また、本日の議論を基に

きさい くわえ しゅうせい かくいん ごかくにん かたち
記載を加え、修正をして、また各委員にご確認をいただくという形で

さくせい すすめて おもう
作成を進めていきたいと思う。

ならぎさいいん げんこう かくが、それをわかりやすく伝えるために、あわせて

いらすとを書いてもらいたい。

いしわたかいちよう さいしよ だめ
(石渡会長) 最初からこれはダメということはせずに、まずは作成してみる

ということではないか。

3 その他 (連絡事項等)

じむきょく 3てん 1てんめ つぎかい むけて かくいん おねがい
(事務局) 3点ある。1点目は、次回に向けて各委員にお願いしたいこと

かくにん ほんじつよてい ぎだい しみんとりくんでほしいこ
の確認である。本日予定していた議題の3「市民に取り組んでほしいこ

と」について、ご意見のある方は9月11日までに事務局宛にご連絡いた
だきたい。

また、「市への提言」の4の部分の原稿の作成についても、同じく9月

11日までにお願いしたい。字数は300字程度以内。強制ではないので、

書かないでよいという方はその旨ご連絡をお願いしたい。

なお、提出はメール等でおねがいが、直接口頭でというご希望な

どがあれば対応させていただくので連絡願いたい。

2てんめ つぎかい についで 9がつ29にち か 10じ ばしょ ほんじつ
2点目は、次回の日程である。9月29日(火)10時から。場所は本日と

おなじしちようしゃ5かいかいぎしつ し ていげん ないよう けんどう かくにん けんどう
同じ市庁舎5階会議室。「市への提言」の内容の検討、確認となるが、検討

ぶかい ぎろん ろんてん せいり ていげん さいしゅうかくにん
部会として議論しておくべき論点を整理し、提言の最終確認をしていく

こととしたい。

	<p>3 てんめ にしかわいいんたいにん ごほんにん もうしで 3点目は、西川委員退任のご報告である。ご本人からの申し出による。</p> <p>いしわたかいちょう おおのいいんほんじつはいふ ぶれしんぽじうむ ちらし (石渡会長) 大野委員から本日配付のあったプレシンポジウムのチラシにつ</p> <p>あんない おねがい いて案内をお願いしたい。</p> <p>おおの らし せつめい (大野委員) (チラシについて説明)</p> <p>いしわたかいちょう そのた かくいいん なに おねがい (石渡会長) その他、各委員から何かあればお願いしたい。</p> <p>とく (特になし)</p>
<p>し りょう 資 料</p> <p>・</p> <p>とつきじこう 特記事項</p>	<p>しりょう かくいいん いけん し おこなう とりくみ ③～⑦ かんれん 資料1 各委員からの意見 (市が行うべき取組の③～⑦関連)</p> <p>しりょう し ていげん きさいないよう 資料2 「市への提言」の記載内容の検討</p> <p>しりょう し ていげん あん 資料3 「市への提言」の案</p> <p>さんこうしりょう よせられたおも じれい じぎょうしゃ かんするじれい ぼつすい 参考資料1 寄せられた主な事例 (事業者に関する事例の抜粋)</p> <p>さんこうしりょう よせられたおも じれい しみん かんするじれい ぼつすい 参考資料2 寄せられた主な事例 (市民に関する事例の抜粋)</p>